

名古屋市達第 7 号

経 済 局
中 央 卸 売 市 場 本 場
中央卸売市場北部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 名古屋市中心卸売市場本場（以下「本場」という。）に次の組織を置く。 管 理 課 （略） 課 長 補 佐（ <u>施設</u> ） <u>担 当 課 長（本場整備）</u> <u>課 長 補 佐（本場整備）</u> <u>業 務 課</u> <u>課 長 補 佐（業務）</u> <u>課 長 補 佐（業務に係る企画調整）</u>	第 3 条 名古屋市中心卸売市場本場（以下「本場」という。）に次の組織を置く。 管 理 課 （略） 課 長 補 佐（ <u>業務</u> ） <u>施 設 課</u> <u>課 長 補 佐（施設）</u> <u>課 長 補 佐（本場整備）</u> <u>担 当 課 長（本場整備）</u>
2 本場の分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。 管 理 課 （1）～（4） （略）	2 本場の分掌事務及び担当課長の分掌事項は、次のとおりとする。 管 理 課 （1）～（4） （略） <u>（5）売買参加者の承認及びその取消しに関すること。</u> <u>（6）卸売業者、仲卸業者その他の本場に</u>

(5)・(6) (略)

(7) 土地、建物その他施設の維持、管理及び修繕に関すること。

(8) 電機、機械その他設備の維持、管理及び修繕に関すること。

(9) 建設工事の設計、施工及び監督その他建設技術に関すること。

(10) 本場の整備に関すること。

(11) (略)

担当課長（本場整備）

(1) 本場の整備に関すること。

業 務 課

(1) 売買参加者の承認及びその取消しに関すること。

(2) 卸売業者、仲卸業者その他の本場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。

(3) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関すること。

(4) 食の安全・安心及び品質管理に関すること。

(5) 親しまれる市場づくりに関すること。

(6) 生産者団体の指導及び連絡に関すること。

において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。

(7) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関すること。

(8) 食の安全・安心及び品質管理に関すること。

(9) 親しまれる市場づくりに関すること。

(10) 生産者団体の指導及び連絡に関すること。

(11) 市場取扱品の価格及び取引高の調査に関すること。

(12)・(13) (略)

(14) (略)

(7) 市場取扱品の価格及び取引高の調査
に関すること。

(8) その他業務に関すること。

3 (略)

第4条 名古屋市中央卸売市場北部市場（
以下「北部市場」という。）に次の組織
を置く。

管 理 課

(略)

課 長 補 佐 (施設)

担 当 課 長 (北部市場整備)

課 長 補 佐 (北部市場整備)

業 務 課

課 長 補 佐 (業務)

課 長 補 佐 (業務に係る企画調整)

2 北部市場の分掌事務及び担当課長の分
担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

(1)～(4) (略)

施 設 課

(1) 土地、建物その他施設の維持、管理
及び修繕に関すること。

(2) 電気、機械その他設備の維持、管理
及び修繕に関すること。

(3) 建設工事の設計、施工及び監督その
他建設技術に関すること。

(4) 本場の整備に関すること。

(5) 本場の物流の改善に関すること。

担当課長 (本場整備)

(1) 本場の整備に関すること。

3 (略)

第4条 名古屋市中央卸売市場北部市場（
以下「北部市場」という。）に次の組織
を置く。

管 理 課

(略)

課 長 補 佐 (業務)

施 設 課

課 長 補 佐 (施設)

課 長 補 佐 (北部市場整備)

担 当 課 長 (北部市場整備)

2 北部市場の分掌事務及び担当課長の分
担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

(1)～(4) (略)

(5) 売買参加者の承認及びその取消しに
関すること。

(6) 卸売業者、仲卸業者その他の北部市
場において売買取引を行う者に対する
売買取引、決済その他の業務について
の指導及び監督に関すること（商業・
流通部市場流通課の主管に属する検査
を除く。）。

(7) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代

(5)・(6) (略)

(7) 土地、建物その他施設の維持、管理
及び修繕に関すること。

(8) 電機、機械その他設備の維持、管理
及び修繕に関すること。

(9) 建設工事の設計、施工及び監督その
他建設技術に関すること。

(10) 北部市場の整備に関すること。

(11) (略)

担 当 課 長 (北部市場整備)

(1) 北部市場の整備に関すること。

業 務 課

(1) 売買参加者の承認及びその取消しに
関すること。

(2) 卸売業者、仲卸業者その他の北部市
場において売買取引を行う者に対する
売買取引、決済その他の業務について
の指導及び監督に関すること (商業・
流通部市場流通課の主管に属する検査
を除く。) 。

(3) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代
化の指導に関すること。

(4) 食の安全・安心及び品質管理に関す
ること。

(5) 親しまれる市場づくりに関するこ
と。

(6) 生産者団体の指導及び連絡に関す
ること。

(7) 市場取扱品の価格及び取引高の調査
に関すること。

(8) その他業務に関すること。

化の指導に関すること。

(8) 食の安全・安心及び品質管理に関す
ること。

(9) 親しまれる市場づくりに関するこ
と。

(10) 生産者団体の指導及び連絡に関す
ること。

(11) 市場取扱品の価格及び取引高の調
査に関すること。

(12)・(13) (略)

(14) (略)

施 設 課

(1) 土地、建物その他施設の維持、管理
及び修繕に関すること。

3 (略)	<u>(2) 電気、機械その他設備の維持、管理及び修繕に関すること。</u> <u>(3) 建設工事の設計、施工及び監督その他建設技術に関すること。</u> <u>(4) 北部市場の整備に関すること。</u> <u>担当課長（北部市場整備）</u> <u>(1) 北部市場の整備に関すること。</u> 3 (略)
--------------	--

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。